

## 見直しの方向性（案）

## 1. 中規模半壊の浸水深判定基準について

## 課題と検討の論点

## ① 被害の程度の区分変更（決定事項）

令和2年12月4日施行の被災者生活再建支援法の改正を踏まえ、これまで「半壊」としていた被害の程度を、中規模半壊（損害割合 30%以上 40%未満、又は損壊割合 30%以上 50%未満）と半壊（損害割合 20%以上 30%未満、又は損壊割合 20%以上 30%未満）に区分する。

## ② 中規模半壊の浸水深判定基準について

被害認定調査の効率化・迅速化の観点から、水害における第1次調査において、木造・プレハブで外力による一定の損傷が発生している場合、これまで床上1m未満の浸水については損害割合 20%以上 40%未満に相当すると考え、半壊とするとの判定の基準を設けているところだが、新たに被害の程度の区分として追加された（半壊が「中規模半壊」と「半壊」とに区別された）中規模半壊についても、同様に具体的な基準を設けることができないか。

## 具体的な見直しの内容

## ① 外力による一定以上の損傷が発生している場合

浸水深が床上0.5m以上1m未満の場合は中規模半壊（損害割合 30%以上 40%未満）と判定することとする。

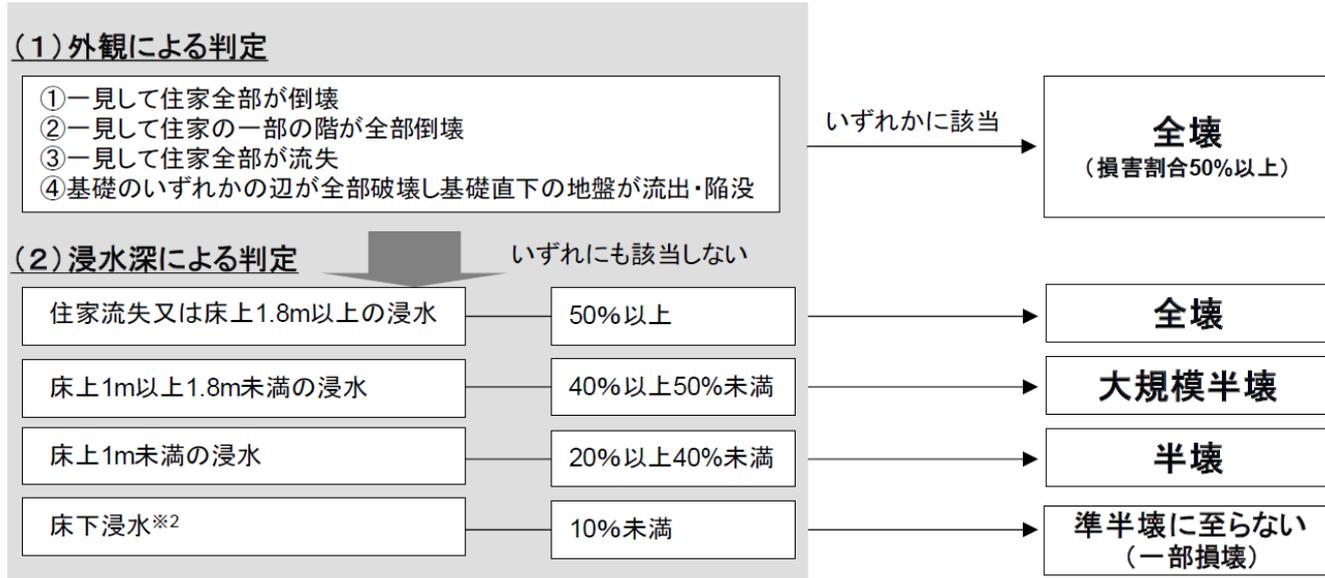
【外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の浸水深による判定基準の見直し（案）】

被害の程度	判定基準	
	現行	見直し(案)
全壊 (50%以上)	住家流出 又は 床上 1.8m以上の浸水	同左
大規模半壊 (40%以上 50%未満)	床上 1m以上 1.8m未満の浸水	同左
中規模半壊 (30%以上 40%未満)	床上 1m未満の浸水 ※「半壊」として判定	床上0.5m以上1m未満の浸水
半壊 (20%以上 30%未満)		床上0.5m未満の浸水
準半壊 (10%以上 20%未満)	床下浸水	同左
準半壊に至らない(一部損壊) (10%未満)		

【外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の判定フロー（案）】

（現行）

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生している場合

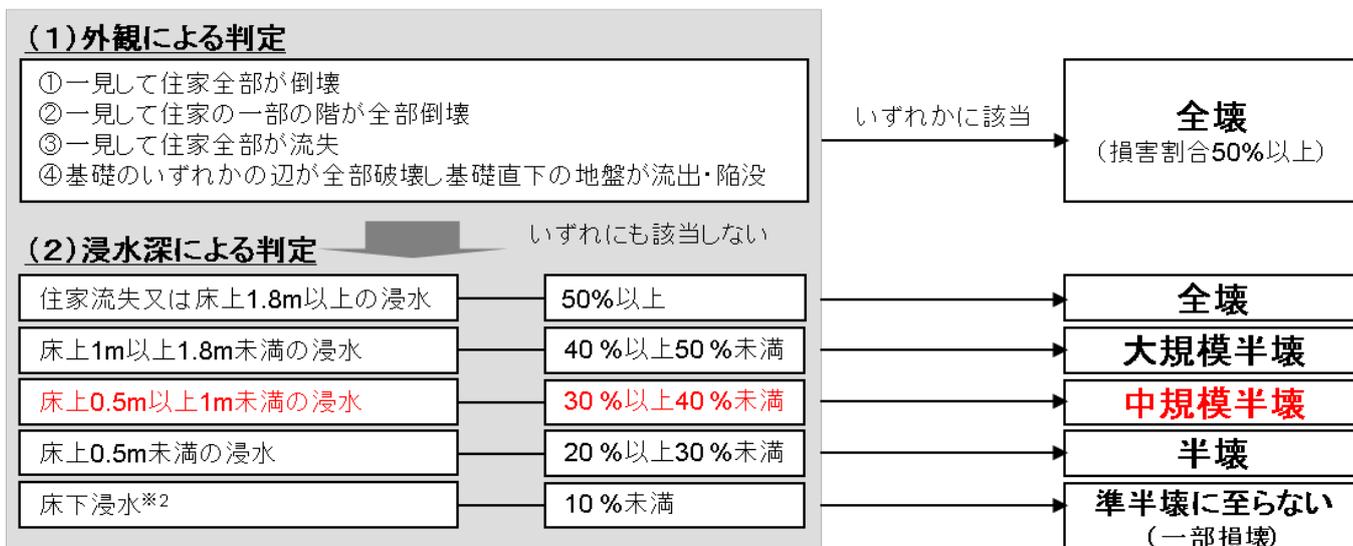


※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。



（見直し案）

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生している場合



※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

② 外力による一定以上の損傷が発生していない場合

令和2年7月豪雨の被害を受けた住家のうち、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない住家について、浸水深と被害程度の比較を行ったところ、結果は大きくばらつき、因果関係が認められなかったため、浸水深による簡易的な判定の基準を設けることは難しいと考える。

そのため、他の被害程度の区分と同様、床下浸水である場合に一部損壊（損害割合 10%未満）と判定するのみを判定基準として設けることとする。

【外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の判定基準の見直し（案）】

被害の程度	判定基準	
	現行	見直し(案)
全壊 (50%以上)	—	同左
大規模半壊 (40%以上 50%未満)	—	同左
<u>中規模半壊</u> <u>(30%以上 40%未満)</u>	—	<u>同左</u>
半壊 (20%以上 30%未満)		同左
準半壊 (10%以上 20%未満)	—	同左
一部損壊(10%未満) (10%未満)	床下浸水	同左

## 2. 非木造住家の被害認定の妥当性

### 論点

#### ○ 非木造住家の被害認定における調査方法の妥当性の検証について

近年の災害において、被災自治体等から、鉄筋コンクリート造等の非木造住家の被害認定が、経済的損害の実態に合わなくなってきたのではないかと、との声がある。そのため、現在の非木造住家の被害認定調査方法の妥当性について検証する必要がある。

現時点で考えられる論点としては以下のものが考えられる。

- ・木造の場合、床や壁など、被害を受けたところのみの補修を行うことは可能かもしれないが、鉄筋コンクリート造では部位ごとの補修が不可能なケースが多いなど、部位ごとの損傷を調査して判定することに問題点はないか。
- ・戸建て住宅やマンションなど、多様な形態の住宅がある中で、部位別構成の試算に用いるモデル的な住宅の仕様に問題はないか。  
(現在は、鉄筋コンクリート造共同住宅 56 m<sup>2</sup>の 12 階の住宅をモデルとしている。)
- ・損害割合を算出する過程で、それぞれの部位の価値を換算した部位別構成比を、モデル的な住宅の仕様から設定しているが、これが鉄骨造と鉄筋コンクリート造とで同じものであることは妥当か。

### 検証の進め方

#### ① 検証の方法について

検証については、以下の方法で行う。

- ・近年の大規模災害があった地域において、
    - ・鉄筋コンクリート造等の非木造住宅の被害認定調査における課題
    - ・被災者への対応で苦労した点
- 等について、被災自治体に対して調査・ヒアリングを実施
- ・自治体ヒアリング結果を踏まえ検証結果を元に対応の方向性を整理
  - ・上記方向性等について有識者にヒアリングを実施し、具体的な対応策を検討

#### ② スケジュール(想定)

令和3年度中にヒアリング・検証を行い、必要に応じて運用指針に反映することを目指す。

上記論点の妥当性、検証の進め方について、ご意見をお伺いしたい。